

6/5 国から

毎週土曜深夜帯 内科(成人)の一次救急医療を開始

海老名市医師会では、6月5日(土)から、海老名市急患診療所、毎週土曜深夜帯に小児を除く内科の一次救急医療(軽症患者対象)を開始します。

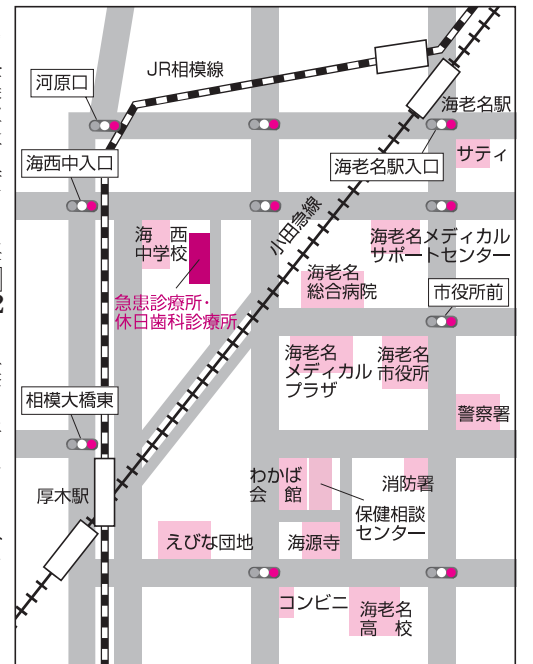
これは、これまでの深夜帯の二次救急医療(重症患者対象)に加えて実施するもので、軽症・重症患者それぞれに適切な医療を提供し、医療機関の負担を軽減させることを目的としています。

現在、二次救急医療体制が抱える問題の一つに、夜間での受診患者のうち約8割が、一次救急の対象者(緊急性の低い軽症患者)であることが挙げられます。これは、二次救急医療機関の負担増加や、命にかかわる重症患者への対応の遅れにつながる可能性があります。市民の皆さんも、症状が

軽い場合などは、かかりつけ医や急患診療所を受診してください。ご理解・ご協力をお願いします。 ※事前に電話連絡の上、受診してください。

◆毎土曜深夜帯 一次救急医療体制(内科)

▽診療受付時間 毎土22時~翌朝7時30分。 ※土曜深夜帯(内科)以外の救急医療体制に変更はありません(これまでの体制は、本紙奇数月15日号「保健相談センター」を参照)。



▽診療受付時間 毎土22時~翌朝7時30分。 ※土曜深夜帯(内科)以外の救急医療体制に変更はありません(これまでの体制は、本紙奇数月15日号「保健相談センター」を参照)。

私立幼稚園児 保育料の一部を補助します

市では、公認の私立幼稚園または幼稚園類似施設に子どもを就園させている保護者の方に、私立幼稚園就園奨励費補助金と、私立幼稚園就園奨励費補助金を交付します(金額などは下表のとおり)。

●幼稚園就園奨励費

交付区分	補助額(年額)
(A) 1人就園の場合と、同一世帯から2人以上就園している場合の最年長園児(第1子)	15,000円
(B) 同一世帯から2人以上就園している場合の次年長園児(第2子)	20,000円
(C) 同一世帯から3人以上就園している場合の上記(A・B)以外の園児(第3子以降)	30,000円
(D) 小学校1~3年生の兄・姉1人を有し、就園している場合の最年長園児(第2子)	20,000円
(E) 小学校1~3年生の兄・姉を1人有し、同一世帯から2人以上就園している場合の上記(D)以外の園児・小学校1~3年生の兄・姉を2人以上有している園児(第3子以降)	30,000円

※小学校1~3年生の双子の兄・姉を有する園児については、双子を第1子・第2子、園児を第3子とみなします

▽対象 市内に在住かつ住民登録があり、次の①②に該当する幼児を就園させている保護者 ①平成16年4月2日~19年4月1日生まれの子 ②19年4月2日~20年4月1日生まれの子

※詳細は、6月中旬以降に、在園する幼稚園から配布される申請書などをご覧ください。 申請書に必要事項を記入し、在園する幼稚園へ提出。 子育て支援課(☎235・4824)。

●幼稚園就園奨励費

交付区分	補助額(年額)				
	(A) 1人就園の場合と、同一世帯から2人以上就園している場合の最年長園児(第1子)	(B) 同一世帯から2人以上就園している場合の次年長園児(第2子)	(C) 同一世帯から3人以上就園している場合の上記(A・B)以外の園児(第3子以降)	兄・姉が、小学校1~3年生	
生活保護法の規定による保護世帯	220,000円	260,000円	299,000円	240,000円	299,000円
・平成22年度の市民税の額が非課税の世帯 ・平成22年度の市民税の所得割課税の額が非課税の世帯	190,000円	245,000円	299,000円	218,000円	299,000円
平成22年度の市民税の所得割課税の額が34,500円以下の世帯	106,000円	203,000円	299,000円	155,000円	299,000円
平成22年度の市民税の所得割課税の額が183,000円以下の世帯	43,600円	172,000円	299,000円	108,000円	299,000円

※世帯構成員中2人以上に所得がある場合、所得割課税額は合算します ※途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助額は、次の算式により減額して適用します 表中の額×(保育料の支払い月数+3)÷15(100円未満を四捨五入) ※実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とします ※小学校1~3年生の双子の兄・姉を有する園児については、双子を第1子・第2子、園児を第3子とみなします ※就学前の兄・姉が認可保育所・認定こども園・障がい児通園施設に在園している場合も、兄・姉を第1子とします

「話そう、働こう、育てよう。いっしょに。」 男女共同参画週間 6月23日~29日

☎ 広聴相談課(☎235・4568)

▽会場 市役所401会議室
▽定員 先着50人
▽講師 女性政策研究家・三井マリ子氏
▽参加費 無料
※託児あり(2歳~就学前。希望者は6月22日(木)までに申し込みを)。
6月23日(木)までに、住所・氏名・電話番号を、直接または電話・ファクス・ホームページで広聴相談課へ。



▲三井マリ子氏

◆男女共同参画推進員による啓発活動

男女共同参画推進員は、市と協働で、男女共同参画推進に関する各種啓発活動を行っています。



▲街頭啓発活動の様子

◆情報紙「はばたき」を発行しています

市では、男女共同参画に関する啓発情報紙「はばたき」(A4判・無料)を発行し、コミセンなど公共施設での配布と、自治会回覧を行っています(期間中にも発行予定)。

なお、「はばたき」を事業所内で回覧・配布したい場合は、広聴相談課へお問い合わせください。

「世界一住みやすい国 ノルウェーに学ぼう!」 男女共同参画セミナー

ノルウェーは、世界の中でも住みやすく、男女格差が最も少ない国と言われています。市では、ノルウェーの男女共同参画社会について学ぶセミナーを次のとおり開催します。

▽日時 6月24日(金)13時30分~15時30分(予定)

★男女共同参画社会とは?

男女が性別によって差別されたり、固定的な役割を強制されたりすることなく、すべての人権が尊重され、多様な生き方・考え方を選択して共に自立し、豊かに生きることができるといいます。

★なぜ男女共同参画社会が必要なの?

男女平等は、さまざまな法律や制度で保障されています。しかし、政策や意思決定の場に女性が少ないなど、未だに多くの場面(家庭・地域・職場など)で男女の格差が見受けられます。また、社会環境の変化に伴い、女性の生き方も多様化し、「男は仕事、女は家庭」という固定的な考え方では対応できなくなっています。このため、男女が共にゆとりを持ち、豊かで活力ある生活を送るため、男女共同参画社会が必要となっています。